仕事と育児の両立、できていますか！？

“仕事と育児の両立”と”子どもたちの健全な育成”に取り組むために、職場全体で職員の子育てを支援していきましょう。（石川県教育委員会特定事業主行動計画）
ＵＲＬ：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/seisaku/koudoukeikaku/kosodate.html

①　働き方の見直し

☆　業務にメリハリを付け、育児のために休暇を取得しましょう。

- 定時退庁日には速やかに定時退庁するよう心がけましょう。
- 業務を計画的に進め、月１日半、計画年休を取得しましょう。
- リフレッシュ休暇の対象者は休暇の取得に努めましょう
- ファミリー休暇を積極的に活用しましょう。
- 子育て等のため、年次有給休暇を利用しましょう。
  → 前年と比較して３日多く取得しましょう。

②　育児のための休暇等制度の活用

☆　育児関連の休暇・休業制度を活用しましょう。

- 出産補助休暇･･･配偶者の出産（産後２週間まで）に伴うもの。３日取得可能 **【有給】**
- 育児参加休暇･･･配偶者の出産（産前８週間から産後１年まで）した子の世話や上の子の保育園の送迎等。５日取得可能 **【有給】**
- 育 児 時 間･･･１歳９月までの子の保育園等への送迎等。１日２回４５分以内 **【有給】**
- 育 児 休 業･･･３歳に満たない子の養育。３年取得可能 **【無給】**
- 部 分 休 業･･･小学校就学前の子の養育。勤務時間の始め・終わりに１日２時間以内 **【減額】**
- 育児短時間･･･小学校就学前の子の養育。１月以上１年以内 **【減額】**
- 家族の看護等休暇･･･負傷・疾病にかかった配偶者、１親等の親族及び２親等の家族の世話、疾病の予防を図るために必要な中学校就学前の子の世話、出席停止等に伴う中学校就学前の子の世話又は中学校就学前の子の教育若しくは保育に係る行事への参加。
  年５日（ただし、中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合は１０日（うち５日を超える日数については、当該子の看護の場合に限ります。））　**【有給】**

※　子育て支援ハンドブック（上記ＵＲＬ子育て支援サイト参照）を参照してください。

③　子育てのための相談体制

☆　子育てには悩み・疑問がつきものです。制度を活用しましょう。

- 子育てアドバイザーや教育委員会教育政策課内福利厚生室にある子育て支援相談窓口を利用しましょう。
- 子育て支援ハンドブック（上記ＵＲＬ子育て支援サイト参照）を積極的に活用しましょう。

④　地域における活動

☆　地域社会の構成員として、地域団体等の活動に積極的に参加しましょう。

詳細については、上記 URL 若しくは
石川県教育委員会事務局　教育政策課管理グループ　TEL　076-225-1812
教職員課（給与）給与･予算グループ　TEL　076-225-1821
（休暇）県立学校管理グループ　TEL　076-225-1823　まで